

(6) 自動車騒音に係る要請限度 (平成12年3月総理府令第15号)

	時間の区分		昼間	夜間
	区域の区分			
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

備考 a区域 b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。